

はるた令第二十三号

(昭和二十二年四月二十三日公布)

第一條 この内務省令施行の日から、昭和二十一年十二月十九日迄の間において、初めて衆議院議員の選挙を行ふ場合に、衆議院議員選挙人名簿特例(昭和二十年勅令第七百八号)第一條の選挙人名簿に登録される資格を有した者でこれに登録されなかつた者から、登録の申請があつたときは、市区町村長その他の選挙人名簿調製義務者は、臨時に、その者についての選挙人名簿を調製しなければならぬ。

前項の規定により調製する選挙人名簿は、衆議院議員選挙人名簿特例第一條の選挙人名簿が效力を有する間、その效力を有する。

第二條 前條の登録の申請は、衆議院議員選挙人名簿特例第一條の選挙人名簿に登録される資格を有したことを證明する書類をこへて、地方長官が定める期日迄に、その選挙人名簿の調製期日に住所を有した市区町村の選挙人名簿調製義務者は、これをしてしなくてはならぬ。

第三條 第一條の規定により調製する選挙人名簿の調製、綴覽、異議の

決定及び確定等に関する期日及び期間は、地方長官がこれを定める。

第四條 選挙人名簿調製義務者は第一條の規定により選挙人名簿を調製したときは、直ちにその寫一通を、地方長官に提出しなければならぬ。

選挙人名簿調製義務者は、衆議院議員選挙法第十五條又は第十八條第二項但書の規定により選挙人名簿を修正したときは、直ちにそのことを、地方長官に報告しなければならぬ。

附 則

この内務省令は公布の日からこれを施行する。